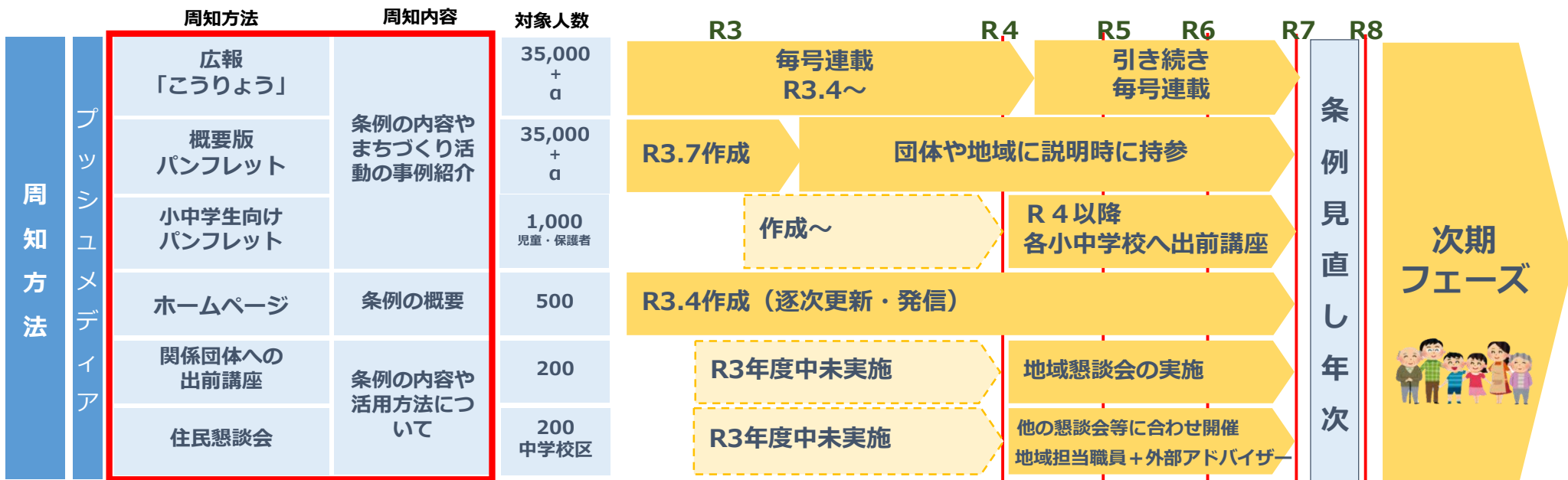


1 条例周知のためのこれまでの実績とこれからの予定（条例の周知を主目的に記載）



2 広陵町自治基本条例推進会議について・・・条例を具体的に進めて行くための計画を策定

第1回 令和3年11月30日 開催

第2回 令和4年 5月28日 開催

第3回 令和4年 8月 6日（予定）

第4回 令和4年12月 or 1月（予定）

※今年度3回開催予定

令和4年度の主目的

- 1 「（仮称）広陵町協働のまちづくり推進計画」の策定
- 2 「施策実施状況報告書（案）」の作成（毎年度更新）

計画に盛り込む内容について、テーマを決め「住民ワークショップ」を行う。

※9月・10月・11月 3回予定

3 (仮称) 広陵町協働のまちづくり推進計画の概要

【趣旨】

- ・ 推進計画をつくり、自治基本条例の推進・具現化、進行管理を行う。
- ・ 計画期間：概ね4～5年程度の計画とし、必要な見直しを行い更新する。

【構成（案）】

章	見出し	条例を知り、それぞれのテーマを活用することで、住民がどうつながっていくか
1	計画の概要、推進にあたって	趣旨／取り組み方針／計画の体系／計画期間／進行管理体制／意見・評価の方法
2	重点施策・事業の取り組み	※ P 4・5 のテーマ参照。 6 項目について項目ごとに「現状と課題」「今後の取り組み方針・方向」を記載するとともに、「主な施策・事業・制度」を掲載する。
3	関連施策・事業の取り組み	2 以外の施策・事業を一覧かして掲載
4	施策・事業の推進に向けて	自治基本条例推進会議による評価検証（推進会議⇔町の応答）／意見公募の仕組み
	資料編	自治基本条例／自治基本条例推進会議設置規則・委員名簿／地域担当職員の配置に関する規則／関係統計情報 等

【策定に当たって】

- ・ 上記を推進会議に諮りながら、今年度中に策定
- ・ 計画に盛り込む内容について、「住民ワークショップ」を開催（3回程度）
- ・ 職員研修を行い、資質の向上を図る。

4 施策実施状況報告書 (案) の概要

【趣旨】

- ・ 推進計画に基づき、毎年度の実施状況をまとめ報告する。
- ・ 当報告書を基に取り組み状況の点検・評価を行い、推進する
(P D C A サイクルによる進行管理)

【構成 (案)】

- ・ 主な施策・事業の実施状況・内容を記載
→ 「推進計画第2章」の6項目に該当するすべての取り組みを記載
- ・ 毎年度作成、積み上げにより、経年変化・進捗状況を明らかにする。

自治基本条例推進会議による評価検証 (推進会議⇔町の応答)、パブリックコメントの結果を掲載

- ・ 関係統計情報 (暦年変化・推移) を掲載する。

【作成に当たって】

- ・ 重要な施策・事業はシート化していく。

(参考) → 奈良市事業評価シート

これをもとにフォーマットを作成予定

※ 広陵町行政評価シートと整合性を図る。

- ・ 作成することで職員に参画・協働を意識させる。

協働事業												
№:	1	事業名	自治委員会等活動推進									
種別	市民参加	種別	地域づくり推進部、自治振興・行政センター									
教育計画上の位置付け	策	第1策	市民生活		健康		環境		① 地域活動の推進			
	基本施策	1-01	地域コミュニティの活性化		健康増進		環境美化		② 地域活動の推進			
実施	1-01-01	地域コミュニティの活性化										
担当部署	奈良市自治委員会、各地区自治委員会、協働事業の推進中心											
推進の名称	補助・助成											
実施の期間	暦年	事業開始年度		-								
令和3年度事業費	予算額	14,994		決算額		-					(単位:千円)	
事業の概要・目的	地域の対等促進及び地域コミュニティの推進に必要な取組みを行う奈良市自治委員会が各地区自治委員会へ交付金を交付するとともに、各地区の担い手職員である「地域づくりコーディネーター」が地域活動の支援を行う。											
	指標名	自治会加入率										
目標指標	単位	%	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3			
			目標値	78.0	79.0	80.0	72.0	72.0	70.0			
		実績値	75.1	74.1	72.0	71.4	69.7					
令和3年度実施計画	奈良市自治委員会及び各地区自治委員会へ交付金を交付するとともに、各地域を担い手する「地域づくりコーディネーター」による地域活動への支援や、地域の各種団体が連携・協働する「地域自治協議会」の設立に向けた取組みを行う。また、令和3年度より、設立2年目以降の発着する地域自治協議会に対し、地域活動推進交付金と自治会費・助成金補助交付金を一括して交付する。											
今後の方針	拡大、継承、進捗の確保											
令和3年度事業評価	協働の原則に基づいた評価項目											
	別働隊	別働隊による評価ではなく、パートナーとして別働隊を構築することができましたか。									評価	達成率の割合
	相互理解	お互いの立場や特性を尊重し、連携しあうことで、協働の原則に即して取り組むことができましたか。										
	自主性尊重	《評価》 協働相手の自主性を尊重し、協働相手の自主性を尊重することができましたか。										
	協働相手	《評価》 自分たちの強みや得意分野を活かして取り組むことができましたか。										
	責任化	《評価》 協働相手の責任を明確にできましたか。										
	協働相手	《評価》 行政に依存することなく、自分たちの力で取り組むことができましたか。										
	相互理解	お互いの特性を認識し、違いをいながら取り組むことができましたか。										
	公開	協働事業の進捗状況や成果について、それぞれが公開し合うことができましたか。										
	相互尊重	協働相手として「協働相手」(協働相手)として協働相手として取り組むことができましたか。										
関係別	事業の進捗状況を把握し、適切な調整を促して取り組むことができましたか。									評価点	0	
総合点		0										
行政・協働相手の評価点と交付金交付金		総合評価										
		A評価		B評価		C評価		D評価		E評価		
		90~75		75~61		60~46		45~32		31~18		
		行政の意義										
		協働相手の意義										
協働によって得られた効果												
協働することで考えた課題や協働相手に対して求めることなど												

(参考) 奈良市 事業評価シート (協働事業)

町民

5 - 1 (仮称) 広陵町協働のまちづくり推進計画に盛り込む内容 (案)

- ・・・条例を推進するために、下記のうちのどのテーマを重点に置くか、そして「協働のまちづくり」の推進には、町としてどう進めるかを推進会議で議論する必要があります。
- 重点テーマを住民ワークショップのテーマとしたいと考えます。

No	テーマ	条例を知り、それぞれのテーマを活用することで、町民がどうつながっていくか	具体例
1	周知・啓発 研修機会	自治基本条例を周知しながら、住民に学んでもらうきっかけにすることで、自治基本条例を活用してもらうことができる。	地域での懇談会
2	情報公開・共有	行政情報（町財政・補助金・事業など）を知ることで、 <u>連携したり、地域課題の解決方法などを考えたり</u> することができる。	コミュニティカルテ・イベント情報
3	参画制度	計画案の段階から参加することで、 <u>プロセスや経緯を知る</u> ことができ、その事業に対して <u>理解・把握</u> ができる。	委員会等会議への参画、ワークショップへの参加
4	協働制度	それぞれの得意な分野を持ち寄り、 <u>1 + 1 = 2</u> ではなく <u>3にも4にも</u> なることで、 <u>自立した地域や団体</u> となることができる。	児童への学習支援、地域の祭り
5	活動支援 (人的・資金・拠点等)	補助金や既存の施設（公民館、集会所、図書館など）を有効活用することで、これまでできなかった <u>事業やイベント</u> を行うことができる。	清掃するための草刈り機の購入、AEDの提供・公民館で子ども食堂の開催
6	住民自治	地域や住民が主体的に地域課題を考え、行動することで課題を解決することができる。	区・自治会活動（祭り・高齢者見守り）、家の前の落ち葉の清掃など



推進会議で議論していただく

5-2 (仮称) 広陵町協働のまちづくり推進計画に盛り込む内容 (案)

- ・・・条例を推進するために、下記のうちどのテーマを重点に置くか、そして「協働のまちづくり」の推進には、町としてどう進めるかを推進会議で議論する必要があります。
- 重点テーマを住民ワークショップのテーマとしたいと考えます。

No	テーマ	自治基本条例第○条 (特に関係する条文)	関連例規 (条例や規則など)	今後について (町の想定)
1	周知・啓発 研修機会	5・6	なし	職員及び町民に研修の機会を設ける
2	情報公開・共有	9	広陵町情報公開条例	町全体で行政情報を広報紙や町HP等で開示していく
3	参画制度	11・12・31	なし (それぞれでパブリックコメント・アンケート・ワークショップ等を実施)	左記の手続を例規で整備していく
4	協働制度	13～18	広陵町まちづくり協議会の認定等に関する規則	町の事業で地域にできることはないか洗い出していく
5	活動支援 (人的・資金・拠点等)	14～20	<ul style="list-style-type: none"> ・広陵町地域担当職員の配置に関する規則 ・各種補助制度 広陵町協働のまちづくり提案事業補助金・広陵町まちづくり活動チャレンジ提案事業補助金・広陵町まちづくり協議会運営補助金 など	地域担当職員制度のあり方、各種補助制度、地域拠点のあり方について見直していく
6	住民自治	13～18	4・5に記載する各種例規	住民自治活動を行う団体等を支援する

推進会議で議論していただく